イラク戦争後のイラン国内対立の激化

岐路に立つイラン・イスラーム体制と「改革路線」

はじめに

づけた セイン大統領の銅像を引き倒した事件は、二四年間にわたっ 群衆の一部と進攻してきた米国の海兵隊員がサッダーム・フ て国家権力を握ってきたフセイン体制の崩壊を全世界に印象 |○○三年四月九日、バグダードのフィルドゥース広場で、

ものであったであろうことは、想像に難くない。それは単に、 とほぼ前後する同年七月に、国家の全権を掌握したサッダー さまざまな意味で、特別の感慨あるいは恐怖心を呼び起こす 介入によるイラクのフセイン・バース党体制の「転覆」は、 一九七九年二月のイランにおける反王政 「 イスラーム」 革命 隣国イランのイスラーム体制の要人にとって、米国の軍事

軸」)に入れて、非難してきていることが背景にある。 配備を目指し、「テロ支援」を行なう「ならず者国家」、「悪の枢 のフセイン体制と同じカテゴリー(「大量破壊兵器」の開発・ て、はるかに強め、イランのイスラーム共和国体制をイラク ラン「敵視」政策を、少なくともレトリックのレベルにおい カーター政権以来これまでの歴代米国政権がとってきた対イ に」行動するブッシュ米国政権であり、そのブッシュ政権が、 体制を転覆させたのが、唯一の軍事超大国として「意のまま という理由に尽きるからではない。当然そこには、フセイン から八八年八月まで八年間の戦争を戦った「宿敵」であった、 ぼ「同じ年」だったことや、フセイン大統領が、八〇年九月 ム・フセイン大統領の体制が、イランのイスラーム体制とほ したがって、三月二〇日の開戦が、イラン暦では年度末で

36 統領が議長を務める「国家安全保障最高評議会」(SNSC) 前にあたっていたにもかかわらず、二二日にはハータミー大 あり、翌二一日から始まる新年休暇 (ノールーズ休暇) の直

に深刻な事態と受け止めていたかをうかがうことができる。 とからも、イランの体制指導部が米国の対イラク攻撃をいか イラン政府は、イラク戦争をめぐっても、二〇〇一年のア

者が、遊説先のマシュハドから急遽帰京し特別に参加したこ の会合が開かれ、全軍総司令官であるハーメネイー最高指導

とを目指し、対イラク軍事攻撃に原則反対ながらも、「積極的 での協調関係を築くことで、二国間関係の好転につなげるこ フガニスタン攻撃と同様に、国交関係のない米国と、水面下

中立」との姿勢を打ち出していた。しかし、そのようなイラ

にサウジアラビアのリヤードで、アル・カーイダの末端組織 り、シリアと並んで、イラクの「国内」情勢に「不当に介入」 ン政府の期待にもかかわらず、イラク戦争の最中の三月末よ の犯行とみられる爆弾「テロ」事件が発生すると、イランに しているとブッシュ政権幹部から非難され、また五月一二日

ているイランの核燃料サイクル施設建設に関する核兵器開発 さらに六月に入ると、二〇〇二年一二月以来、注目を集め 対する「テロリスト庇護」の非難がぶり返されることになっ

(G8)で討議された。また、一六日からウィーン本部で開催 査察に関する報告が、大手国際メディアの注目を集めた。そ された国際原子力機関 (IAEA)の理事会において、二〇 疑惑が、二日のフランスのエヴィアンでの主要国首脳会議 〇三年二月に行なわれたIAEAによるイランの関連施設の

報道や議論が、多数みられることになった。 がイランをめぐっても出現しているかのような印象を与える らず、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とならぶ「危機」 景やそれぞれの政府の行動が大幅に異なっているにもかかわ 言するよう、圧力をかけていたことがあった。その結果、背 時点ですでに核拡散防止条約 (NPT) に違反していると宣 の背景には、ブッシュ政権がIAEAに対して、イランが現

である。イランの現体制への「根本的な揺さぶり」として表 してきているイラン国内の政治・社会情勢における「危機」 いても、より注目されるのは、イラク戦争後に急速に表面化 の潜在的なインパクトにおいて、また長期的な意味合いにお しかし、これらのイランをめぐる国際的な問題よりも、

なくない影響を受けていることを否定することはできないも 根本的には、内発的な性格をもつものである。本論で

情勢を背景として現出していることや、またそれによって少 面化してきているこの「危機」は、上述のような地域・国際

の の

分析および検討を試みたい。は、その内容と背景、さらにそのインパクトの背景について、

(1) 一九七九年のイラン革命後の米国歴代政権の対イラン・インパクトについては、松永泰行「悪の枢軸』演説とイランの反応」『海外事情。二〇〇二年五月号、三二 四八ページ、の反応」『海外事情。二〇〇二年五月号、三二 四八ページ、の反応」『海外事情。二〇〇二年五月号、三二 四八ページ、の反応」『海外事情。二〇〇二年五月号、三二 四八ページ、の反応」『海外事情。二〇〇二年五月号、三二 四八ページ、の反応」『海外事情』二〇〇二年一〇月)、二九 三四代中東研究』第六巻第一号 (二〇〇二年一〇月)、二九 三四代中東研究』第六巻第一号 (二〇〇二年一〇月)、二九 三四代中東研究』第六巻第一号 (二〇〇二年一〇月)、二九 三四代中東研究』第六巻 (10) 三四、100円(10) 三元(10) 三元(10

であった (第1表参照)。

○○三年七月一五日号、二一 二五ページを参照されたい。ランの『テロ支援』『核兵器開発』疑惑の虚実」『世界週報』二(3) これらの問題点についての議論に関しては、松永泰行「イ

二 第二期ハータミー政権と「改革二法案」の提出

「イラク戦争後」にイラン国内で急速に表面化している「危

して、「国会選挙法」改正案と併せて国会へ提出していたものー大統領が、「改革停滞」の打破を図るための二期目の目玉としたことにあった。この法案は、二〇〇二年九月にハータミ国会がイラク戦争中の四月八日に可決し付託していた「大統国会がイラク戦争中の四月八日に可決し付託していた「大統國会がイラク戦争中の四月八日に可決し付託していた「大統國会院が代表」の発端となったのは、国会におけるすべての立法措置が機」の発端となったのは、国会におけるすべての立法措置が

ものであった。
ものであった。
ものであった。
この問題は、一九九七年のハータミー
政権
るものであった。この問題は、一九九七年のハータミー
政権
るものであった。この問題は、一九九七年のハータミー
政権
るものであった。この問題は、一九九七年のハータミー
政権
のであった。
この問題は、一九九七年のハータミー
政権
のであった。
とのであった。
は、監督評議会による各種選挙の「監督」権の
はのであった。

ある。これを、「確証的」(estetla`i)な審査、すなわち「無資(3) して承認しなければ、立候補資格はないとされている部分で歴、過去の言動や評判を審査し、立候補者として相応しいと歴、過去の言動や評判を審査し、立候補事前審査が「審認的」法において、監督評議会の立候補事前審査が「審認的」

- 2003.1.8 監督評議会,拷問禁止法案を却下
 - 111 テヘラン普通裁判所,改革派系『バハール』紙を再び発禁処分
 - 114 内務省,テヘラン市評議会を解散
 - 121 監督評議会,衛星テレビ受信装置設置許可法案を却下
 - 127 国家安全保障最高評議会,モンタゼリー師の自宅軟禁を5年ぶりに解除
 - 128 国会,国会選挙法の第2次審議を開始,監督評議会の「審認監督」権を 削除
 - (128)(ブッシュ大統領,一般教書演説で,自由を求める民意を弾圧している とイランの体制を非難)
 - 2.2 「世論調査機関」裁判でアブディらに7年の実刑判決
 - 2.9 大統領,演説でイランの核燃料サイクル・プログラムの全容を明らかに
 - 218 司法府,アーガージェリー裁判の再審理を一審法廷で行なうと発表
 - 228 地方評議会選挙(改革派惨敗)
 - 3.7 国会,国会選挙法改正案を最終可決
 - 315 大統領・国会議長ら,監督評議会の予算増額決定に抗議して公益評議会の会議退席
 - 317 国会,年度最終の審議日に大統領義務権限法の2条項を可決
 - 319 年度末の仕事納め
 - (320)(米国による対イラク戦争開始)
 - 321 最高指導者,年始にあたりマシュハドのイマーム・レザー廟で演説
 - 322 国家安全保障最高評議会,最高指導者を交えて米英の対イラク戦争を 協議
 - 328 金曜礼拝前に反米・反サッダーム・デモ行進,テヘランの英国大使館 に投石
 - 329 大統領,仕事始めで大統領府スタッフに演説
 - 4.1 監督評議会,国会選挙法改正案を却下
 - 4.8 国会,大統領義務権限法改正案を最終可決
 - (4.9)(イラク・バース党政権崩壊,首都バグダード陥落)

* 以降の動きは第2表(47ページ)を参照.

の時 月二八日に、 ことは、 のための補欠選挙の直後であっ た めることになった後に行なわれ 大統領支持の改革派が多数派を占 年の第六期国会選挙でハータミー 正を準備し始めたのは、二〇〇〇 の立候補資格審査をめぐって法改 被選挙権の「制度化」 更することが、憲法下での国民の 書等がある場合を除いて、 て国会に提出する準備をしてい 会選挙法改正案を、 に立候補を認める事前審査へと変 改革派」の立場である。 それと対照的に、二〇〇二年八 ハータミー 政権が、監督評議会 二〇〇一年一二月の欠員補充 点では、 と判定せざるをえない法的文 したがって、二〇〇二年九月 周知の事実であった。 政府 (内務省) が国 年に一度の政府週間 閣議決定を経 を目指 原則的

第1表 イラク戦争前のイラン内政の主な動き

- 2002.828 ハータミー大統領,政府调間の記者会見で改革2法案提出を表明
 - 831 161名の国会議員,大統領提案への支持声明を発表
 - 9.1 政府,国会選挙改正法案を国会へ提出
 - 924 政府,大統領義務権限法改正案を国会へ提出
 - 928 改革派学生団体,大統領に改革断行か辞任かを迫る公開書簡
 - 10 20 大統領,国会演説(5ヵ年計画進捗年次報告),民主制確立の必要性を 強調
 - 1022 最高指導者,演説で「デモクラシー」批判,経済汚職こそが問題と主張
 - 11.4 国勢調査機関弾圧で改革派要人アッパース・アブディを逮捕
 - 11.6 国会,国会選挙法改正案を第一次審議(総論可決)
 - 11.7 改革派言論人アーガージェリー教授に対する死刑判決発表
 - 11.9 死刑判決に抗議する学生デモ,始まる
 - 11 10 国会,大統領義務権限法改正案を第一次審議(総論可決)
 - 11 16 最高指導者が上告審での判決見直しを指示との報道にもかかわらず, 学生抗議行動は沈静化せず.監督評議会,プレス法廷・政治法廷の陪 臣制度についての法案を却下
 - 11 19 学生デモと保守派暴力集団との衝突激化(翌日の学生デモを中止に追い込む)
 - 12.3 「世論調査機関」裁判始まる
 - 12.7 「大学生の日」で集会中の学生と右派暴力集団が衝突,学生多数が逮捕 される
 - 12 10 サーデギー司法府スポークスマン(副長官),アーガージェリー死刑判 決の取り扱いなどを巡って抗議辞任.国会,衛星テレビ受信装置設置 許可法案を可決
 - 12 15 国会,拷問禁止法案を可決
 - 12 16 国会,政治犯罪規定法(修正)案を可決
 - 12 18 国会,衛星テレビ受信装置設置許可法案を可決
 - (12 20)(ブッシュ大統領,ペルシャ語放送局Radio Fardaを通じて,体制を非難しイラン国民の自由の希求を支持)

は そのような措置に対する各国 りうる措置 (手続き) る憲法違反の事例に対し を扱う第三章(第一三条から 制定されたもので、 統領であった一九八六年 と言えるものであっ 提出を発表し の記者会見でハー 義務を明確にし、 義務権限法」(全一九条) 任者」 高指導者のハーメネ に補足修正を加えるもの 年八月に成立してい 同法 改正案は、 一三条によって「 修正の趣旨は、 タミー 司 法府 とされている大統領の の憲法執行に関する責務 政 権の、 その一年 立法府の長の さらに違反者に 大統 今回の改正案 国家機関によ しし を明確に. 1 領義務 憲法執行 わば新機 た第一 前の τ 大統領 一月に 大統 師 は 憲法 が大 協 家 で 一六 あ 現 領

ら一年を経ずして始まった、革命裁判所など司法府による改これらの措置は、一九九七年八月のハータミー政権成立か対する罰則規定を明示する、というものであった。

当かつ非合法的な侵害」の事例に対して、ハータミー政権が、れている言論の自由や被選挙権など政治・社会的権利の「不の被選挙権の制限など、改革派の視点からは、憲法で保障さ政治活動家、イスラーム学者の逮捕・投獄や、一部の活動家政治活動家、イスラーム学者の逮捕・投獄や、一部の活動家政治活動家の新聞・雑誌などの発行禁止処分や、ジャーナリスト、革命裁判所など司法府による改ら一年を経ずして始まった、革命裁判所など司法府による改

勢をみせたものと解釈できるものであった。

大統領の「介入」の不在を非難する「国民世論」に応える姿

と、仮に同法の改正案が法律となっても、現実の「憲法侵害」と、仮に同法の改正案が法律となっても、現実の「憲法侵害」の改革派の間の、ゼロ・サム的な政治対立の現状を踏まえるれた「憲法執行フォローアップ・監督委員会」が、ある国家機関によって憲法違反が犯されたと判断しても、それを関係機関によって憲法違反が犯されたと判断しても、それを関係機関によって憲法違反が犯されたと判断しても、それを関係機関によって憲法違反が犯されたと判断しても、それを関係機関によって憲法違反が犯されたと判断しても、それを関係を訴訟のみで占められている、ハータミー政権下で設置さ担当機関として明示されている、ハータミー政権下で設置された「憲法執行フォローアップ・監督委員会」が、ある国家を計画に検討すると、大統領府側のもっとも、法案の条文を詳細に検討すると、大統領府側の

可能性は、ほとんどないと言っても過言ではない。行為をそれに基づいて大統領府側から働きかけて是正させる

研究所、二〇〇二年、四一九ページ(あるいは選挙制度と政党」『中東諸国の選挙制度と政党』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家と地方()』、日本国際問題武次・松本弘編『現代中東の国家との代表を表表して、「一九ページ(あるいは選挙制度と政党」、日本国際問題の、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、日本、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ(あるいは、「一九ページ)(あるいは、「一九ページ)」

「イスラーム左派」「改革派」や抵抗勢力としての「保守派」「イスラーム左派」「改革」を が、同「ハタミ・イラン大統領再選と『改革』の ベージ、および、同「ハタミ・イラン大統領再選と『改革』の の展望」『中東研究』第四六〇号(二〇〇〇年三月)、二 一二 の展望」『中東研究』第四六〇号(二〇〇〇年三月)、二 一二 では、松永泰行「第六期国会選挙後のイラン内政の現状と今後 など、ハータミー政権下の各政治勢力の利害と対立構造につい など、ハータミー政権下の各政治勢力の利害と対立構造につい など、ハータミー政権下の各政治勢力の利害と対立構造につい [http://www. jiia.or.jp/pdf/global_issues/h14_m-e/matsuna-

ga.pdf])を参照されたい。

共和国における選挙制度と政党」、一〇ページ参照。である、とされている。松永、前掲論文「イラン・イスラームである、とされている。松永、前掲論文「イラン・イスラームである、とされている。松永、前掲論文「イラン・イスラームである、とされている。とは、「選挙に関わるあらゆるプロセスにおいて、監督評議会が設置」とは、「のページ参照。

4) 国会に提出された法案のペルシャ語原文は、ハータミー派

Rooydad/30/P03.html] に掲示されていた。 ネット・サイト上[http://www.jebhemosharekat.com の「イスラーム・イラン参加戦線」(IIPF)党のインター

Ξ 露呈した「ずれ」 ハータミー 大統領と改革派との間で

第1表に掲げたとおり、二〇〇二年九月以降、二九〇の定 家・ジャーナリスト・ウラマー・大学教授などが、五月一四

月)は、政府提出の国会選挙法改正案と大統領義務権限法改 改革派が占める、第六期国会 (二〇〇〇年五月 二〇〇四年五 正案に加えて、国会自らが発案し法案化した、「拷問禁止法案」、 数の内の一二五から一六○議席を、ハータミー大統領支持の

·政治犯罪規定法案」、「衛星テレビ受信装置設置法案」なども

名の国会議員がそのイニシアティブを支持する声明を出して 第二期目の「主要案件」と政治的に位置づけており、一六一 会によって却下され、法律として成立してはいなかった。 可決していた。そして、これらの法案もことごとく監督評議 大統領自身が記者会見でその国会提出を宣言し、同政権の しかしながら、上述のとおり、二〇〇二年八月にハータミ

って、イラク戦後の五月九日に「大統領義務権限法」改正法

の政治的命運を左右するものと喧伝されてきていた。

したが

一月末に五年ぶりに自宅軟禁を解かれたアヤートッラー・モ

、たため、両法案の行方は、ハータミー派「改革勢力」全体

イラク戦争後のイラン国内対立の激化

めとする改革派に重大な「政治的決断」を迫るものとなった。 改正法案をすでに却下していたため、ハータミー大統領を始 案が却下されたことは、監督評議会が四月一日に「選挙法」 それにもかかわらず、態度を明確にしないまま、五月一二

日を機に、現職の国会議員九名を含む一一六名の政治活動 動に出た。まず、数日後に迫った預言者ムハンマドの生誕祝 った大統領を尻目に、改革派の活動家たちは極めて大胆な行 日にレバノン・シリアなどアラブ四ヵ国歴訪に出発してしま

法学者の絶対統治」(velayat-e motlageh-ye fagih) を早くから 明文を発表した。 この声明文の署名者リストは、「 イスラーム る方策に関する「統治者たちへの助言と警告」と銘打った声 日付で連名で署名した、外からの脅威に対して国力を強化す 批判し、政治プロセスから事実上締め出され「部外者」(アウ

トサイダー) と呼ばれてきた、「イラン自由運動」(FMI)な

間もないエマーデッディーン・バーギー、さらに二〇〇三年 あるハーシェム・アーガージェリー、刑期を終えて出てきて 制内改革派」の要人たちを中心としながら、 いまだに獄中に ミー派改革路線の中核を担ってきたイスラーム左派系の「体 どのリベラル派 (自称「宗教的ナショナリスト」)と、ハータ

42 共和国体制下では前代未聞の構成から成っていた。 ラーム法学者などを同時に含むという、イラン・イスラーム ンタゼリー の息子やモフセン・キャディーヴァルなどのイス

ある司法府や監督評議会などの保守派機関が、「改革」に抵抗 署名者たちはその声明文のなかで、最高指導者の任免下に

状を、「政治権力の維持の目的での宗教の悪用」すなわち「宗 し、憲法で保障されている国民の権利を蹂躙しているとの現

らに、その現状に「強い不満と懸念」を表明し、外からの脅

教的独裁」(estebdad-e dini)であると批判した。署名者はさ

革不能なポイント」へと国を押しやるものである、と警告し

受け入れる」ことであると断じる一方で、現状の継続は「改 威にさらされている現状でイランを救う唯一の途は、「 民意を

日には、一二七名の改革派国会議員が連名で、ハーメネイー 続いて、この声明文に追い討ちをかけるように、五月二一

員は、国内の政治・社会的亀裂の存在と外からの脅威が重な 最高指導者への長文の書簡を発表した。 そのなかで改革派議

「改革」の実現をことごとく阻止してきた保守派の「破壊」活 位置づけ、その背景をハータミー政権成立で国民が求めた った現在を、近代以降のイランにおける「未曾有の国難」と

動の結果、国民は、「イランでは何も変わらない」、また現体

皮肉なことに、この事態を受けてハータミー大統領が、六

れるとの「英断」をすべきである、と迫るものであった。 れている最高指導者が「毒杯を飲む」気概で、民意を受け入 命の成果を無に帰させないためには、憲法下で特権を与えら ぐこと」につながるからである。 したがって、イスラーム革 独立を失い)外国人に対し頭を垂れる(結果になる)事態を防 強めることは、(それを拒否していくら独裁を強めても、国の と明言した。それは「国民に対して頭を垂れ、国内の団結を は少ない」とし、体制の要人は国民に対し謝罪すべきである 至ったことにある、と断言した。そのうえで、「残された時間 制下では「民意はまったく影響力をもたない」と確信するに

っ て に た。 ターネット等を通じて出回り、イラン内外で周知の事実とな 保障評議会事務局の命令で一切の報道が禁止されたが、イン 会議員の最高指導者に対しての書簡は、国内的には国家安全 - タミ- 大統領を守勢へと追い込むことになった。改革派国 導者に対して事実上の「最後通牒」を送りつけたことは、 機」を煽る声明文を発表したことや、自分の頭越しに最高指 論人たちが、現状を「宗教的独裁」と断罪し「体制存亡の危

ながらも、自らの中核的な支持者を含む著名政治活動家・言

「外からの脅威」と「国民からの不満」を表向きの理由とし

っていない」としながらも、数々の失敗があったとすれば 文でハータミー大統領は、「六年前の熱気や情熱が冷めてしま 日) に発表した声明文は、ハータミー大統領とその足元の改 いう「約束」やそれへの「決意」を、「われわれは今日も見失 強調点であった、国民主権の原則や法的権利や自由の保障と った」ことを認める一方で、「ホルダード月二日」改革路線の 革派の間の「ずれ」を浮き出させるものとなった。 その声明

国体制」を強化するよう懇願することで声明文を結んでいた。

(1) 例えば、五月一一日のIIPF系の『ヤーセ・ノウ』紙は、

「ハータミーはどうするのか?」という一面見出しを掲げた。

張った。その理由は、まず「イスラーム共和制」が、革命や 共和国」という現体制の枠組み下でのみ可能である、と言い いて求めていた自由や民主主義や独立や進歩は、「 イスラーム しかし同時に大統領は、国民が「ホルダード月二日」にお

をバランスよく実現するイスラーム体制の構築にあり、「 ホル のであること、さらに、「イスラーム共和制」の「精神」(ruh) 戦争を通じた多大な犠牲を払ってイラン国民が手に入れたも 宗教的価値の精神性・倫理性と、国民主権・自由の両者

ダード月二日」改革運動が求めたものも、まさにそれであっ

たからである、としていた。したがって、ハータミー大統領

革命と憲法の本来の「精神」に則ることで「イスラーム共和

改革派も保守派も含めたすべてのイラン国民に対して、

(3) 実はこれらの署名者は、ほぼ同じ顔ぶれですでに一回、 (2) Yas-e Nou, 20 May 2003, p. 12. 同声明の原文は、[http:// April 2003, p. 12、および[http://www.kadivar.com]を参照。 翌日に、「地域情勢に関するイランの政治勢力の声明文」と題 ラクのバース党政権が崩壊しバグダードが陥落した四月九日の 掲載されている (前者には英訳もあり)。 www.kadivar.com] 争[http://www.nehzateazadi.org/] じも 共和国通信 [IRNA] 電)。 る、と述べてきた」と語っていた (同日、イラン・イスラーム るかわからない。しかし、大統領は繰り返し、この法案は国民 (監督評議会による大統領権限法改正案の却下に) どう対処す された二ページの文書に署名し発表していた。Yas-e Nou, 12 に奉仕するために必要な(保守派に対する)最低限の要求であ 一〇日にラマザンザーデ内閣報道官は、「 ハータミー大統領が

(5) Yas-e Nou, 24 May 2003, p. 2

4) 例えば、[http://news.gooya.com/2003/05/24/2405-h-25

封じ込めに失敗する「体制派

状態にはもはやないということだけでなく、何を「改革」 せた改革派が、ハータミー 大統領の懇願を聞き入れるような しかしその後の展開は、 いったん要求を「最後通牒」化さ

とになった。 て両者の間に重大な違いが出てきていることを露呈させるこ 月一四日に、五月一四日に声明文を出した活動家らのグルー

高指導者や保守派が「黙殺」を決め込んでいたときに起こっ 改革派議員からの書簡についての報道を禁じることで、最

たのが、テヘラン市内や地方都市で六月一〇日から一週間を

超えて毎晩続いた、学生や一般の若者が通りで抗議行動や騒

小規模ながら幅広い若年層の参加者や野次馬が入り乱れた

が決定されたという報道に対する抗議として始まった集会が、 ラン大学のアミールアーバード寮で、国立大学の「民営化」 月の襲撃事件とそれに続く騒擾事件でも発端となった、テヘ 乱を繰り返すという事態であった。これらは、一九九九年七

在米の反体制ペルシャ語衛星テレビ放送の「教唆」も影響し、

「反秩序・嫌体制」騒乱へと発展したものであった。

判したものであった。

「逆暴力」行為など、新しい要素も見受けられた。しかしこの は、「体制の危機」につながることはなかった。 メネイー師を処刑せよ」「ハータミー大統領は辞任せよ」など) ような、何の背後組織も指導者も存在しない形の騒乱だけで 兵組織」(アンサーレ・ヘズボッラー) の若者を襲うという はこれまでになく「過激」であり、一般の若者が右派の「民 これらの騒乱では、確かに叫ばれていたスローガン (「ハー

> されたことであった。その内容は、「絶対統治権」(qodrate それが二日後に改革派の『ヤーセ・ノウ』紙でも堂々と報道 たな声明文を、二四八名の連名でインターネット上で発表し、 プが、国会議員の最高指導者に対する書簡を支持するとの新

そのような状況を変えたのは、騒乱が続いていた最中の六

motlageh)の主張は、今日の世界の民主主義 (mardomsalari)

習」(sonnat) であるとして、保守派の「批判」を痛烈に反批 スラームの伝統においては、市民やその民主的な代表者であ する「不正」(zolm)であると断言したものであった。 またイ に対する「多神崇拝」(sherk)であり、尊厳をもつ人間に対 の原則に反するだけでなく、イスラームの伝統においても神 る国会議員が統治者に進言書を送ることは、認められた「慣

(ティール月一八日)の前後での「再発」を防ぐために、学期 すると、かつてはハータミー大統領支持の「ホルダード月二 み、キャンパス内外での集会の開催を禁止する措置をとった。 末試験を休暇後に延期し、前倒しで大学を夏季休暇に持ち込 府が、一九九九年の学生寮襲撃事件の記念日である七月九日 さらに毎晩続いていた小騒乱をようやく「封じ込め」た政

日」改革運動の一翼を担っていた、各大学の学生イスラーム

ることで結んでいた。(4)

っているかをハータミー大統領は理解すべきであると警告す

それでも、事前の治安対策が功を奏し、比較的「平穏」裏

との対決は、前者にとってどのような「終焉」(farjam)が待

ーム体制と「改革路線」 バータバーイー大学派の一○六名が、六月二六日にハータミ 協会の上部組織である「統一強化事務所」のアッラーメ・タ

「体制派」(hakemiyat-e jomhuri-ye Eslami) のなかで、最高指 当性が地に落ちている」イラン・イスラーム体制と学生運動 導者とその「任免者」(hakem-e entesabi)と、大統領や国会 — 大統領に対する辞任を求める公開書簡を発表した。そのな を「イスラーム共和国体制派との最後の対話」と銘打ち、「正 しないと宣言した。 さらにこれらの学生活動家は、その書簡 議員などの「民選」の指導者 (hakem-e entekhabi) とを区別 かで彼ら「学生運動活動家たち」は、今後イスラーム共和国

(←) [http://www.emrooz.org/pages/date/82-03/25/tribune11.

危急に求めていた。

メネイー 最高指導者に対して、(1)司法府の幹部の一掃、(2) ない、と断ずるものであった。さらに、署名者たちは、 国を救い、外からの脅威を撃退するかを選択しなくてはなら

メンバーの改編、(3)ハータミー大統領の改革二法案の認証、 監督評議会や公益(体制益)判別評議会など、「任免」機関の

4)国内の政治環境の平穏化、という四つの具体的な行動を

- (2) Yas-e Nou, 16 June 2003, p. 16.『ヤーセ・ノウ』紙掲載時 には、署名者数は二五二名に増えていた。
- (m) [http://www.emrooz.org/pages/date/82-04/05/tribune01.

(4) この学生運動活動家の書簡の背景については、その指導者

- www.merip.org/mero/mero071503.html] なお、ラザヴィー = Faqih," July 15, Middle East Report Online, 2003, [http:// to Khatami was a Farewell: An Interview with Saeed Razavi-ラン市内で正体不明の治安要員に銃口下で連れ去られ、本稿執 ERIPとのインタビューで明らかにしている。"Our Letter で署名者の一人であるサイード・ラザヴィー = ファギーフがM ファギーフはこのインタビュー (七月八日)の二日後に、テヘ
- () [http://www.emrooz.org/pages/date/82-04/24/news01 が、国外ではロイター通信やAFP通信などを通じて報道され htm]. この声明文は、『ヤーセ・ノウ』紙にも掲載されなかった 筆時 (七月二五日) 現在、消息は不明なままとなっている。

に基づく体制を貫くか、「憲法の国民主権的な解釈」を選択し、 嵐」を引き起こしている「イスラームと憲法の独裁的解釈」 岐路」に直面しており、民意を踏みにじり、国民の「憤懣の 立後二五年を経て「イスラーム共和国は現在、運命を決する 名で、最高指導者に宛てた書簡を発表した。その内容は、 に、上述の改革派の活動家グループが、今度は三五〇名の連 に七月九日を通過したと思うやいなや、止めを刺すかのよう

- イラク戦争後のイラン国内対立の激化
- 45

た。"Reformers: Iran Must Choose Democracy or Despotism,' Reuters, July 15, 2003; "Iranian Dissidents Seek to Apply More Pressure on Supreme Leader," AFP, July 15, 2003; "Nameh-ye Digar be Rahbar-e Iran," BBC Persian, 2003/07/15.

五 どのような「危機」か?

判断できる。 判断できる。 判断できる。 判断できる。 判断できる。

はどのような「危機」であると考えるべきであろうか。 それでは、現在の状況が一九七九年以来のイラン・イスラ

であった。 であった。 上述の五月二三日のハータミー大統領の声明にものイスラーム革命の成果物である「共和制」(jomhuriyat)を、その内実を保障する憲法のとおりに「実現」するというものであった。上述の五月二三日のハータミー大統領の声明にものイスラーム革命の成果物である「共和制」(jomhuriyat)を、その内実を保障する憲法のとおりに「実現」するというものであった。上述の五月二三日のハータミー大統領の声明にも関われているとおり、それは、「イスラーム共和制」の「理想」には何ら問題はなく、その実現を拒んできた諸々の「障害」を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を排することが「改革」の目的および内容である、との主張を持続した。

の原則や現実の「民意」との間に大きな齟齬が生じた場合にある。その背景には、「イスラーム統治」の強要と、国民主権まえると、「体制構造改革」が不可避である、というものでは、抵抗勢力としての保守派の意図と彼らの実際の行動を踏されに対して、ここ数ヵ月の間に表面に出てきている主張

第2表 「イラク戦争後」のイラン国内における「危機」の展開

- (4.9)(イラク・バース党政権崩壊,首都バグダード陥落)
 - 410* 182名の改革派活動家・ジャーナリスト等が、「地域情勢に関するイランの 政治勢力の声明文」と題した文書に署名(4月12日付改革派系『ヤーセ・ノ ウ』紙に署名者リストとともに掲載)
 - 4 11 最高指導者,金曜礼拝演説で米英の攻撃による民間人の被害と攻撃の隠された意図を非難,イラク・バース党政権の崩壊は歓迎
 - 5.6 国会,国民投票要請手続き施行細則案の第1次審議(総論可決)
 - 5.9 監督評議会,大統領義務権限法改正案を却下
 - 510 革命裁判所,サハービーら宗教的リベラル派15名に実刑判決
 - 5 14* 116名の改革派活動家,「独裁体制へ警告し,民意の受け入れを要求する」 声明文に署名
 - 5 21 127名の改革派国会議員,最高指導者に書簡(国家安全保障最高評議会事務局の命令で書簡に関する一切の報道が禁止に)
 - 5 23 大統領,1997年選挙の記念日を機に声明を発表,イスラーム共和制の枠内 での改革継続を懇願
 - 6.1 大統領,改革2法案の取り扱いについて国会議長に書簡を送付
 - 610 テヘラン大学学生寮前で学生の抗議集会から若者の嫌体制・反秩序騒乱,始 まる
 - 614*248名の改革派活動家,国会議員の最高指導者への書簡を支持する声明発表
 - 620 毎夜の騒乱,いったん終息へ,通算で数千名の学生他の若者が逮捕・拘束 される
 - 6 26 106名の改革派学生運動家,ハータミー大統領に書簡,辞任を迫る
 - 7.6 改革派学生組織「統一強化事務所」,国際連合事務総長へ書簡送付
 - 7.8 反体制知識人ソルーシュ,大統領に辞任を迫る書簡を送付
 - 7.9 レザー・ハータミー = イスラーム・イラン参加戦線(IIPF)党書記長,学生などの不当逮捕に関し大統領に書簡.1999年の学生寮襲撃事件騒乱の記念日で,一部,若者と右派暴力集団が衝突,学生らが逮捕される
 - 7 10 学生運動指導者ラザヴィー = ファギーフ,正体不明の治安要員によって連れ 去られる
 - 713 大統領,4閣僚にザフラー・カーゼミー死亡事件の特別調査を命じる
 - 7 15* 350名の改革派活動家が最高指導者に書簡,4つの具体的な決断を迫る
 - 720 国会,国会選挙法(修正)案を可決.151名の改革派議員,監督評議会の非協力について大統領に書簡で報告

とに に ഗ 革路線の「生みの親」 との認識がある。 してきたとしても、 現する内容が質的に変化 る理由がある。 なインパクトをもってい や言論人から出てきたこ あるところの政治活動家 eslah)という言葉で表 ホルダー ド月二日」 て、そのような主張が、 る点では、これまでの の 活動家たちが「 けることはできない、 ているように見受けら しかしながら、これら 構造」を変革するた という問題をもはや らを優先させ 有効な手段」 現在の状況が強烈 したが を欠 る

48 がって、「体制構造改革派」の誰も、暴力や超法規的手段によ ハータミー大統領らの「体制内改革派」と同様である。 る「体制構造」の改革を唱えているわけではないため、その した

導者に「英断」あるいは「苦渋の選択」を迫る、との手段に 代わりとして、現憲法下で「大権」を与えられている最高指 でているのである。さらに、現在までのところ、これらの ない。(2)声を抑圧している」との主張との重なりに、気づかざるをえ ている、「選挙で選ばれていない少数者」が「大多数の国民の 題と、ブッシュ大統領が二〇〇二年七月から繰り返し強調し では、イラン国内の「体制構造改革派」の指摘する構造的問

もちろん、イラン国内の「体制構造改革派」も、

彼らが、

全に除外することはできない、ということがある。その意味

「要求」に対する最高指導者側の反応は、「無視」あるいは 「黙殺」というものであるが、これも、最高指導者やその側に

えると、不思議ではない。 付く「体制保守派」が実際に国家権力を握っていることを考 もっとも、これらの理由から、現在の「危機」が理論的な

(ホメイニー師支持のイスラーム左派勢力)のなかから、これ ほど明確に出てきたことの意味合いを見落とすべきではない との決別を求める動きが、一九七九年革命の担い手の「中核 きではない。その理由は、「イスラーム法学者の (絶対)統治 意味合いでの「体制の危機」にすぎないと、過小評価するべ

「要求」や「最後通牒」の突きつけが、現在までのところ「活

ということにとどまらない。より重要なことには、これらの

に、現在の状況の最も重大な側面が隠れている。

ジしてはいないけれども、その一方で、そうなる可能性を完

勢力(例えば在米の「王党派」やブッシュ政権)と、リンケー 動家」のレベルでのみ起きており、国内の一般国民や、外国

> 革派の 「中核グループ」 の行動のなかにみてとれるという点 らない、との認識に基づく行動が、二〇〇二年の夏以来の改 い「改革派」大統領の問題)に真正面から向き合わなければな 険を冒してでも体制構造的な問題(およびそれに立ち向かわな がら、ハータミー政権が成立して以来、丸六年を経て、保守 を受ける危険性を伴うことを十分に承知している。 しかしな 論を行なうことは、イラン国内において「第五列」との謗り 米国政府のイランに対する「内政干渉」的な主張と重なる議 派と改革派の対立の激化ならびに深化の結果、そのような危

1) このことを最も明らかに宣言している改革派言論人は、現 『ソブへ・エムルーズ』紙編集委員などを歴任してきた、アリ ー レザー・アラヴィータバールである。アラヴィータバールは、 在インターネット・ベースの『エムルーズ』サイトの主幹で、

org/].

四月一四日以来の四つの声明文・書簡のすべてに署名している。 彼自身の説明については、アフシン・モウラヴィーによるる。 彼自身の説明については、アフシン・モウラヴィーによるる。 彼自身の説明については、アフシン・モウラヴィーによるとでのでは、Washington Post, July 13, 2003: "Iran's Reformists Make Last-Ditch Attempt to Thwart Conservative Foes," EurasiaNet, July 16, 2003 [http://www.eurasianet.

政権でイスラーム文化省国内プレス課長を務め、現在、月刊誌ラザヴィー = ファギーフがいる。このうち、第一期ハータミーゾルヴァーエズィーン、イーサー・サハルヒーズ、サイード・ミードレザー・ジャラーイープール、マーシャッラー・シャムフマド・モンタゼリー、ファズロッラー・サラーヴァティ、ハダード月二日改革派」には、モフセン・キャディーヴァル、アアーヴィータバール以外で、四つともに署名している「ホルーアラヴィータバール以外で、四つともに署名している「ホループープーを

ルーシュなどが含まれていた。 アーフターブ』発行人のサハルヒーズは七月一五日に逮捕さ『アーフターブ』発行人のサハルヒーズは、一九日に保釈金を払い仮不明となっている。サハルヒーズは、一九日に保釈金を払い仮不明となっている。サハルヒーズは、一九日に保釈金を払い仮不明となっている。サハルヒーズは、一九日に保釈金を払い仮不明となっている。サハルヒーズは七月一五日に逮捕さ『アーフターブ』発行人のサハルヒーズは七月一五日に逮捕さ

会的、経験的な営みの強調、という文脈上の大きな違いがある。の「負の遺産」を克服し、国民主権体制を確立するための、社の主張は、歴史的な「独裁制」を生む個別政治文化のレベルで論にあるのに対し、イラン国内の「ホルダード月二日改革派」制下の不自由」という普遍主義的で、単純な二項対立型の善悪(2) もっとも、ブッシュ大統領の強調点が、「自由」対「独裁

(まつなが・やすゆき 日本大学助教授)